# 



事業概要

市外から今治市内に移住する方に住宅の新築・購入費の補助を行います。

住宅の新築・購入に 対する補助



住宅の新築又は購入(中古可) にかかった費用の10分の1以内。 ただし、土地購入費を除きます。

上限30万円

中学生以下の 子どもと同居の場合



1人につき10万円の 子育て奨励金を支給 合計して最大50万円 の補助金等を交付



※住宅の新築・購入にかかった費用 を超えない範囲に限ります。

以下の条件を全て満たす方が対象です。

- 1. 新築又は購入計画の申請を行う前1年間の間に市外から転入した方 又は住宅の新築又は購入後に転入しようとする方
- 2. 転入前の5年間に本市に住民登録のない方
- 3. 住宅の新築又は購入を行おうとする方又はその配偶者
- 4. 購入計画の申請を行う時点で、同居する世帯員のうち少なくとも1人が50歳未満である方
- 5. 世帯全員に、前住所地を含め市町村税等の滞納がない方
- 6. 取得した住宅に5年以上定住することを誓約する方
- 7. 世帯全員が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方でない方

事業の詳細は今治市ホームページをご覧ください。 http://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/ijyu/ 詳しくは事前に右記の連絡先にお問い合わせください。

- ●市から計画の認定を受ける前に新築 (着工)・購入を行った場合は対象外です。
- ●補助金の交付を受けた日から5年以内に新築 又は購入した住宅を取り壊し、売却、退去 等した場合は、補助金を返還しなければな らない場合があります。

今治市 産業部 営業戦略課 TEL 0898-36-1554 FAX 0898-33-8066

# 手続きの流れ【今治市移住促進事業費補助金】

施 Ι 業者 又 は住宅 売 Ì

2. 見積依頼

3. 見積提出

6. 契約、発注

7. 請求

8. 支払

1. 相談・問い合わせ

補助の対象となるのかの確認、申請書類のご案内等、ご相談を随時 受け付けます。

## 4. 新築又は購入計画の認定申請

執務時間中に認定申請を受け付けます。補助を受けるには住宅の新 築(着工)又は購入を行うより前に認定申請が必要です。認定申請書 (様式第1号)、チェックリスト及び補助対象事業費の算出根拠を提 出してください。

5. 計画認定通知

計画認定通知書(様式第2号)で通知します。

9. 変更承認申請

変更承認申請書(様式第3号)を提出してください。

\_10. 計画認定通知

計画認定通知書(様式第2号)で通知します。

11. 計画完了報告

計画完了届書(様式第4号)及び添付書類を提出してください。

12. 事故報告

計画が予定期間内に完了しない場合や遂行が困難となった場合、事故 報告書(様式第5号)を提出してください。

13. 交付申請

交付申請書(様式第6号)及び添付書類を提出してください。

\_1 4. 交付決定通知

交付決定通知書(様式第8号)で通知します。

15. 補助金の請求

請求書(様式第9号)を提出してください。

16. 補助金の支払

11. 計画完了報告の添付書類

- 世帯全員の住民票
- (2) 取得費用の支払の根拠と なる書類(領収書、诵帳等 の写し)
- (3) 住宅の保存登記又は所有 権移転登記の写し
- (4) 住宅の現況写真
- (5) 住宅の位置図及び宅内見 取図
- (6) その他市長が必要と認め る書類

### 13. 交付申請の添付書類

- (1) 定住誓約書兼調査同意書 (別記様式第7号)
- (2) 納税証明書又は非課税証 明書
- (3) その他市長が必要と認め る書類

※書類は原則、ご持参ください。

申請の パターン

移住

申

<u>.</u>請

者

認定 申請 新築 購入 補助金 支払

例 1

他自治体に5年以 居住

今治市に移住して1年間の間は認定申請可能

補助金の支払いを受けてから今治市に5年以上定住

申請

新築 購入

移住

補助金 支払

今治

市

例 2

補助金の支払いを受けてから今治市に5年以上定住

他自治体に5年以上居住